

令和8年度 佐久穂町奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ

奨学金とは

学習意欲があるにもかかわらず経済的理由により、高校や大学等（※1）に修学困難な生徒及び学生に対し、町の奨学基金から奨学金を貸与し、社会に貢献できる人材を養成するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とします。

奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎年決められた金額を返還していただくこととなります。申し込みの際は、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申し込みをしてください。

（※1）大学等とは、大学院を除く大学・短期大学・専修大学・各種学校になります。

貸与資格

- (1) 佐久穂町に居住している者又は同町に居住する者から主たる援助を受けて就学する者。
- (2) 経済的理由により、修学困難と認められること。
- (3) 学業及び資質に優れかつ健康であること。
- (4) 品行方正であること。
- (5) 授業料が免除されていないこと。
- (6) その世帯において、町税等の滞納がないこと。

貸与の額及び期間等

【貸与額】 高等学校に在学する者 月額1万円以内

大学等に在学する者 月額3万円～5万円以内

【交付月】 5月、8月、11月、2月の4回または5月及び9月の2回に分けて、奨学生又は親権者名義の口座に振り込みます。ただし、新規奨学生の初回交付は7月となります。

【貸与期間】 貸与決定を受けた年度の初め（4月）から、在学校の正規の修学期間内。

奨学金の利息と償還

【利息】 無利息

【償還】 貸与期間の終了（卒業）後から半年据え置き、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、その額を年賦、半年賦、又は月賦の均等払いにより償還していただきます。また、全部又は一部を一時に償還することもできます。

奨学金の申し込みについて

奨学金の申し込みを希望される方は、期限までに次の書類を提出してください。

提出期限： 令和8年6月15日(月)まで

提出先： 佐久穂町教育委員会（佐久穂町役場内）

申込書類	数量	備考	
① 奨学金貸与申込書（様式第1号）	1部	奨学生自筆による	
② 推薦調書（様式第2号）	1部	在学学校長又は出身学校長から	
③ 家族状況調書（様式第3号）	1部		
④ 在学証明書	1通	令和8年4月以降に在学の学校長から	
⑤ 主たる家計支持者の 令和7年分所得証明書	各1通	父母又は父母に代わり家計を支える者	⑨の「世帯情報の閲覧に関する同意書」を提出されると提出不要になります。
⑥ 世帯全員の 令和7年度分納税証明書	各1通	課税がない方の納税証明書は提出不要	
⑦ 住民票謄本	1通	本人が転出している場合は、転出先の住民票も必要	
⑧ 申立書 ※経済対策	1部	該当でなければ提出不要	
⑨ 世帯情報の閲覧に関する同意書	1部	世帯全員が同意される場合提出 この同意書を提出されると、⑤⑥⑦の書類は提出不要になります。	

〔留意事項〕

- ・⑤⑥⑦は、6月1日以降に市町村役場等で交付を受けてください。
- ・「経済対策」として、失業等により家計が急変し、修学が困難となった場合、特別枠で貸し付けを行います。該当される方は⑧申立書を提出してください。
- ・申し込む際は、「奨学金貸与申請チェック表」により書類の確認をし、提出してください。

奨学金の決定について

6月下旬に奨学生本人に郵送で貸与の決定について通知する予定です。また、併せて貸与に必要な、作成していただく書類を送付します。

連帯保証人について

貸与には次に掲げる連帯保証人を立てていただく必要があります。

- ・奨学金の貸与が決定した奨学生には、連帯保証人2人が連署した誓約書を提出していただきます。
- ・連帯保証人は、本人と連帯して償還債務及び延滞利息を負担する相当の資力を有する成年者。ただし1人は親権者又は後見人であっても差し支えありません。
- ・佐久穂町の区域内に住所を有しない方を連帯保証人とする場合は、**住民票**を添付していただきます。
- ・同一世帯内に佐久穂町奨学金奨学生（据え置き、償還中を含む）がいる場合は、別の連帯保証人を定めていただきます。ただし、親権者又は後見人は同じ方であっても差し支えありません。

【問い合わせ先】
佐久穂町教育委員会 学校教育係 (0267-86-4940)